

第1回千葉市新基本計画審議会 議事録

- 1 日 時 平成22年8月25日(水) 14:00~15:30
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階「エリーゼ」
- 3 出席者 ≪委員≫38名
東 秋沙委員、池田雅一良委員、池谷美佐子委員、伊勢田政員委員、
伊藤佳世子委員、伊東 正委員、岩崎久美子委員、宇梶光久委員、
宇佐見一夫委員、鶴澤富士夫委員、大澤克之助委員、大高 幸委員、
小河原俊夫委員、海宝周一委員、金谷善治委員、上関知子委員、
岸岡泰則委員、木村雅英委員、黒岩亮子委員、斉藤元治委員、
櫻井嘉信委員、猿田寿男委員、重村 旦委員、高山功一委員、
辻 琢也委員、轟 朝幸委員、長島勝平委員、鍋嶋洋子委員、
西山未真委員、春川順市委員、広井良典委員、藤本俊男委員、
古山陽一委員、細谷久美子委員、松本健一委員、御園愛子委員、
村木美貴委員、依田俊治委員
(欠席者：岡本真一委員、花澤和一委員)
≪市出席者≫22名
熊谷市長、藤代副市長、志村教育長、宮野会計管理者、今井総務局長、
宮下総合政策局長、平賀財政局長、鈴木市民局長、中西保健福祉局長、
河野こども未来局長、大野環境局長、渡部経済農政局長、藤平都市局長、
清水建設局長、安川消防局長、田野議会事務局長、藤沼花見川区長、
岩成若葉区長、大曾根緑区長、小池美浜区長、篠原水道局長、大木市長公室長
≪事務局≫8名
中村総合政策部長、原政策企画課長、佐々木課長補佐、白井主査、
堺主任主事、酒井主任技師、野澤主任主事、大坪主任主事
- 4 議 題
- (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 審議会の公開及び議事録の取り扱いについて
 - (3) 千葉市新基本計画(原案)の諮問について
 - (4) 部会の設置及び部会委員の選任について
 - (5) 千葉市新基本計画(原案)について
 - (6) その他
- 5 議事の概要
- (1) 会長及び副会長の選任について
委員の互選により、会長に辻 琢也委員、副会長に御園愛子委員が選任された。
 - (2) 審議会の公開及び議事録の取り扱いについて
会議の公開及び議事録の公表について、事務局から説明し、了承された。
 - (3) 千葉市新基本計画(原案)の諮問について

熊谷市長から辻 琢也会長に千葉市新基本計画(原案)についての諮問書を手交した。

(4) 部会の設置及び部会委員の選任について

- ・部会の設置について了承された。
- ・部会の運営(案)について、事務局から説明し、事務局(案)のとおり4つの部会を設置することとした。
- ・部会構成委員(案)について、事務局から説明し、事務局(案)のとおり了承された。

(5) 千葉市新基本計画(原案)について

千葉市新基本計画(原案)について、事務局から説明した。

(6) その他

部会開催スケジュールについて、事務局から説明し、部会の運営について、質疑がなされた。

6 会議経過

1 開会

【原政策企画課長】

大変お待たせいたしました。ただいまより、第1回千葉市新基本計画審議会を開催させていただきます。

私は本日の進行役を務めさせていただきます政策企画課長の原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、熊谷市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

【熊谷市長】

皆様こんにちは。本日は第1回審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、今回の審議会委員をお引き受けいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

この千葉市新基本計画策定にあたって、今までは『ちば・ビジョン21』があり、人口が増えていく社会の中で市がどう発展していくかという基本計画のもとで、実施計画をつくって市政を運営してきました。千葉市は戦後、急速に拡大し96万人の人口にまでなりましたが、今後は平成27年度をピークに人口は減少し、日本全体と同じように人口が減っていくことが予想されています。

このため、これからの基本計画は、今までの基本計画とは位置付けが大きく変わってくると思っています。今までは人口が増え、予算が増える中で、どのように夢のある市をつくるかがテーマでしたが、これからは人口が減少していく中で、都市機能や市民福祉を維持しながら、どういう方向性を示していくか、マイナスとプラス両方に直面しながら考えなければならず、かじ取りが非常に重要になると思っています。20年、30年先を正しく見据えた上で、これから10年間でどうしていくか正しいビジョンに基づいた着陸態勢をしっかりと整えていく必要があると思っています。そういう意味で、今回の新基本計画が本当の意味で、21世紀に市が発展していくために重要な計画となりますので、皆様の様々な知見に基づいたご意見を切に願うものです。

また、原案にもありますように、少子超高齢化、人口減少社会においては、今まで以上に市民

の力を活用する必要があると認識しています。これまでも当然、市民参加・協働を進めてきましたが、今まで以上に市民が主体的にまちづくりについて考え、活動できるフィールドを整備し、市民に自覚を持っていただくことが、重要なテーマになります。この観点からも、それぞれのお立場で活発にご議論いただきたいと思います。

今回、原案策定にあたっては、多くの市民にご参加いただきました。今までの方法と異なり公募だけでなく、無作為抽出の市民によるワークショップから意見、提案を受け、中高生などのこれから市を担う子どもたちの意見を踏まえ、また職員有志のワーキンググループなどのあらゆる形で意見を集約しながら策定した原案となっています。

この原案をもとに、これから市としてどういう特徴あるまちづくりをしていくか、首都圏の中の大都市にあって、どのような位置付けでアピールし、また集中と選択をしていくのか、そういった観点からもご意見をいただきたいと思っています。

これから皆様方の貴重なお時間をいただきますが、どうか千葉市の未来のために、それぞれの知見をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

どうぞよろしく願いいたします。

3 委員委嘱

【原政策企画課長】

報道機関の方にお知らせいたします。写真撮影はここで一旦終了とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員の皆様の委嘱につきまして、本来であれば委嘱状をお一人おひとりにお渡しすべきところでございますが、お時間の関係もあり、既にお手許に配布してございます。この配布をもちまして委嘱に代えさせていただきますと存じますので、どうぞご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、ここで委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じます。大変僭越ではございますが、私から会議資料の1ページの委員名簿の順にご紹介させていただきます。

(委員名簿順に、氏名及び職名等を紹介)

続きまして、本市職員をご紹介させていただきます。会議資料の2ページをお願いいたします。

(市出席者名簿順に、職名及び氏名を紹介)

以上でございます。

なお、本日の会議につきましては、新基本計画審議会設置条例第5条第2項により、委員の半数以上の出席が必要でございますが、本日の出席者は委員総数40名のところ、38名の委員にご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

4 議題

(1) 会長及び副会長の選任について

【原政策企画課長】

それでは、お手許の次第にしたがいまして、会議を進めさせていただきます。これより議題に

入らせていただきます。

まず初めに、当審議会の「会長及び副会長の選任」を議題といたします。なお、会長が決まるまでの間、藤代副市長が座長を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは藤代副市長よろしくお願いいたします。

【藤代副市長】

副市長の藤代でございます。委員の皆様方には、大変暑い中、また、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。会長が決まるまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長の選任でございますが、審議会設置条例第4条により、委員の互選となっておりますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

【海宝委員】

先ほど市長さんのご挨拶にもございましたが、この基本計画は今後10年間の市政運営の指針となる千葉市にとって大変重要な計画であると認識しております。その計画を審議する当審議会の会長につきましては、経験豊富な方から選任することが望ましいと思います。そこで、行政学がご専門で他の都市での審議会委員の経験も豊富な一橋大学の辻委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【藤代副市長】

ただいま海宝委員さんより、辻委員さんのご提案がございましたが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

(拍手)

【藤代副市長】

ありがとうございます。それでは、ご異議ないようでございますので、辻委員に会長さんをお願いいたします。

皆様方にはご協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、辻会長さん、会長席へお願いいたします。

【原政策企画課長】

ここで、辻会長さんより、ご挨拶をお願いいたします。

【辻会長】

一橋大学の辻でございます。どうかよろしくお願いいたします。この中にご参加された方もいらっしゃると思いますが、私は昨年度、新基本計画策定に先立つシンポジウムをやらせていただきました。総合計画は市にとって一番大事な最上位の計画ですが、抽象論が多いので、シンポジウムにどれくらいの参加者が集まるか心配しましたが、千葉市の場合、非常に多くの方にご参加いただき、質疑応答でもたくさんの質問が寄せられ、会場が一体となって、うまくスタートが切れたという印象を持っております。

先ほど市長さんのご挨拶にもありましたように、今回の計画は、今後持続的に発展していくために市の仕組みを大きく変えなければならない大変難しい計画となっておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

本日は委員紹介だけでもずいぶん時間がかかりましたように、前計画策定の際の審議会よりは

委員の人数を減らしたものの、まだ随分大きな会となっています。その中でも皆さん一言お持ちだと聞いていますので、皆さんのご意見をうまく集約、あるいは分かれたままとし、うまく整理して今後の方向性を打ち出していきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【原政策企画課長】

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は社会長さんをお願いいたします。

【社会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。

続きまして、副会長の選任について、こちらも委員の互選となっておりますが、皆様のご意見いかがでしょうか。

【池谷委員】

千葉市は政令指定都市という大都市です。その千葉市のこれからのまちづくりの方向性を決定していくための計画の審議ですので、広い視野をお持ちの方が副会長にふさわしいと考えております。そこで、全国保育士会会長の御園委員さんが適任だと思いますが、いかがでしょうか。

【社会長】

ただいま、御園委員とのご提案がございましたが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

(拍手)

【社会長】

ありがとうございます。それでは、御園委員に副会長をお願いいたします。

それでは、御園副会長さん、副会長席へお願いいたします。

ここで、御園副会長より、ご挨拶をお願いいたします。

【御園副会長】

ご紹介いただきました御園でございます。現在私は、みつわ台保育園園長、「子育てひろば・みつわだい」に関わり、また全国保育士会会長として、全国で18万5千人の保育士が保育所で子どもたちに関わっており、こうした仕事をしているので、これから千葉市を担う子どもたちの代弁者として少しでも力になりたいと思っています。副会長として社会長の足を引っ張らないようにしていきたいと思っておりますので、皆様どうかよろしくお願いいたします。

【社会長】

ありがとうございました。

(2) 審議会の公開及び議事録の取り扱いについて

【社会長】

続きまして、議題の2「審議会の公開及び議事録の取り扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

会議の公開及び議事録の取り扱いにつきまして、ご説明させていただきます。

本審議会は、千葉市の附属機関に該当しております。附属機関につきましては、千葉市情報公開条例の規定により、公開することが原則となっております。また、議事録につきましても、公

表することとなっておりますので、本審議会につきましても、このような取り扱いにさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

【社会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、会議の公開及び議事録の公表が原則とのことでございます。ご了承をお願いいたします。

【委員一同】

(異議なし)

(3) 千葉市新基本計画（原案）の諮問について

【社会長】

続きまして、議題の3「千葉市新基本計画（原案）」につきまして、市長さんから諮問をお願いいたします。

【原政策企画課長】

大変恐縮でございますが、会長さん、副会長さん、市長、会長席の前へお願いいたします。また、報道機関の方はご案内いたします撮影位置をお願いします。

【熊谷市長】

千葉市新基本計画審議会会長辻塚也様、千葉市長熊谷俊人。千葉市新基本計画（原案）について、千葉市新基本計画を定めるにあたり、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年千葉市条例第28号）第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。どうぞよろしく申し上げます。

(市長より会長へ諮問文を手交し、写真撮影を行った。)

【原政策企画課長】

ありがとうございました。では、引き続き、社会長さん、進行をお願いします。

【社会長】

ただいま、市長さんから正式に諮問をお受けいたしました。諮問文の写しは、後ほど準備ができ次第、委員の皆様へ配布させていただきます。

なお、市長さんにおかれましては、次の公務があり、ここで退席されるということですので、よろしくをお願いいたします。

(熊谷市長が退席)

(4) 部会の設置及び部会委員の選任について

【社会長】

続きまして、議題の4「部会の設置及び部会委員の選任について」を議題とします。

はじめに「部会の設置」についてですが、本審議会は全体で40名の委員から構成されておりますので、審議を効果的・効率的に進めるため、審議会設置条例第6条に基づき、部会を設置することといたします。

この部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

【中村総合政策部長】

本日の会議資料の4ページをお開き願います。

千葉市審議会設置条例第6条の規定に基づき、審議会運営要綱（案）をつくっており、この第

2条で、本審議会に、総論部会、第1部会、第2部会、区計画部会の4つの部会を設けたいと考えております。

次に、本日の会議資料の5ページをお開き願います。

各部会の所掌事項としましては、まず総論部会では原案のうち、第1章「計画の前提」、第2章「計画の枠組み」及び第3章「まちづくりの基本方針」に係る審議をいただき、この審議結果に基づく答申（案）を作成いただきたいと思います。

第1部会では原案のうち、第4章「分野別計画」のうち、方向性1「豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ」、方向性4「ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実したまちへ」及び方向性5「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」に係る審議をいただき、この審議結果に基づく答申（案）を作成いただきたいと思います。

第2部会では原案のうち、第4章「分野別計画」のうち方向性2「支えあい安らぎを生む、あたたかなまちへ」、方向性3「豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」に係る審議をいただき、この審議結果に基づく答申（案）を作成いただきたいと思います。

最後に区計画部会でございますが、現在作成中でございますが、本日お示しはできていない状況でございますが、今後、区計画の原案が出来上がり次第お示ししますので、「区基本計画」に係る審議をいただき、この審議結果に基づく答申（案）を作成いただきたいと思います。

以上が事務局案の説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【社会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

なお、恐縮ですが、ご意見等のある方は、まず、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願いします。

ご意見がないようですので、事務局案のとおり部会を設置することとしてよろしいでしょうか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

それでは「部会の設置」について、ご承認いただきましたので、事務局案のとおり決定いたします。

次に「部会の委員の選任」についてでございますが、事務局から案がありましたらお願いします。

【中村総合政策部長】

それでは、部会委員構成の事務局案をお配りいたします。

部会の委員構成につきましては、学識経験者、関係団体、関係行政機関の委員につきましては、それぞれの専門分野を考慮し、また、市民委員につきましては、ご希望等に配慮して案を作成させていただきます。

なお、総論部会は21人、都市・産業・自然環境分野である第1部会は19人、健康・福祉・教育・文化分野である第2部会は21人、区計画部会は19人で構成し、各委員が2つの部会にそれぞれ所属していただくように案を作成させていただきました。

【社会長】

事務局案によりますと、各委員の皆様のご専門等を考慮し、それぞれの部会に割り振り、委員一人あたり二つの部会に所属することになっております。部会をつくらなくても20人規模の大所帯になるわけでございまして、ここが長所でもあり、短所でもあるところでございしますが、なるべく多くの方のご意見をいただきたいということで、専門性などからこういう案になっております。いかがでしょうか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

それでは「部会委員の構成」につきましては、ご承認いただきましたので、事務局案のとおり決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、各部会の会議の公開及び議事録の取り扱いにつきましても、全体会と同様に会議を公開し、議事録も公表することとさせていただきたいと存じます。ご承知おきください。

また、各部会の会長及び副部会長の選任につきましては、各部会の第1回目で決定させていただきたいと思っております。

(5) 千葉市新基本計画（原案）について

【社会長】

それでは、議題の5「新基本計画（原案）」について、事務局より説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

それでは、あらかじめ送付させていただいております、千葉市新基本計画の原案及び原案の概要を使いまして、説明させていただきます。

原案の概要をお開きください。まず《第1章 計画の前提》についてですが、【1 策定の趣旨】としまして、現『ちば・ビジョン21』を策定してから10年経過する中で、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地球温暖化の進行、本市の財政状況の悪化など、社会経済情勢や諸状況の急速な変化に的確に対応するため、新たな基本計画を策定するものです。

【2 計画の特色】としましては、市の目標を実現するために行政だけでなくすべての主体が共有できるように「(1) 多様な主体が共有できる計画」、社会経済情勢等の急速な変化の中でこれらの変化に柔軟に対応するよう「(2) 変化に対応できる計画」、行政職員だけが知っているのではなく千葉市で暮らす市民にも市の進む方向性が分かるように「(3) わかりやすい計画」を目指すこととしています。

【3 千葉市の概況】につきましては、(1) 位置及び地勢、(2) 沿革について記述していますが、ここでの説明は省略させていただきます。

【4 将来人口・世帯の見通し】につきましては、まず総人口は今後も緩やかに増加を続けますが、平成27年の97万人をピークとして、全国に比べると緩やかですが減少に転じ、本計画の計画期間（平成24年から平成33年まで）の少し先をみると平成47年には88万3千人で平成12年のレベルになることが予測されています。区別人口は中央区を除いて、平成27年にはほぼピークを迎え減少することが予測されています。3区別人口のうち65歳以上人口は一貫して増加し、平成27年には4人に1人が高齢者、これが平成47年になると3人に1人が高齢者で、超高齢社会が到来する見通しとなっています。また当面は、65歳～74歳未満の高齢

者が75歳以上の高齢者を上回っていますが、平成33年を境にこれが逆転する見通しとなっています。「世帯数」は平均世帯人員が減少し、単身世帯数が増加することもあると、世帯数は緩やかに増加することが予測されています。

【5 財政状況に関する基本認識】につきましては、計画の原案（本編）の14ページを使って説明します。この計画の推進にあたっては、それぞれの主体が、現下の大変厳しい財政状況や今後の展望について基本的な認識を共有し、これらを十分に踏まえる必要があります。そのため、それぞれの主体が共有すべき財政状況に関する基本的な認識を、次のとおり示しています。

まず「(1) 財政の現状と財政健全化への取組み」としまして、本市は、平成4年の政令指定都市移行を契機として、大都市にふさわしい都市基盤の整備に積極的に取り組んできました。その結果、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化を招いたことから、財政健全化に向けた取組みを強化してきました。過去に発行した市債の償還がピークを迎える中で、昨今の景気の急激な悪化に伴う市税収入の大幅な減少などが重なったため、今後数年間にわたり多額の収支不足が見込まれています。このため、平成21年10月に「脱・財政危機」宣言を発出するとともに、『中期経営ビジョン』の策定などにより、財政健全化に向けた道筋をつけたことから、引き続き、限られた財源の中での市債残高の圧縮など、安定的・持続的な財政運営を行います。

続いて15ページをご覧ください。「(2) 今後の展望」としまして、当面の危機的な状況を乗り越えた後も引き続き、中長期的に楽観できない状況が続くと考えられます。特に扶助費の増加、それから、今まで整備してきた都市基盤の老朽化に伴う、維持・機能更新に多額の費用が必要となる見通しです。また、現状の税収構造の変化がない限り、将来的にも税収の大きな伸びを期待することは難しい状況です。このようなことから、本計画の推進にあたっては、事業の選択と集中や、都市基盤の長寿命化など長期的展望に基づく取組みなど、それぞれの主体が、財政状況を十分に踏まえながら、最少の経費で最大の効果をあげるための努力を、計画期間を通して不断に続けることが必要です。

次に、原案の概要に戻っていただきまして、《第2章 計画の枠組み》を説明します。

【1 計画体系・計画期間】につきましては、まず「計画体系」は従来と同じく、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とします。「計画期間」につきましては、基本構想は21世紀を展望するものとして計画期間を定めておりません。新基本計画につきましては平成24年度から33年度の10年、実施計画はこれまで5年の計画としておりましたが、これを3年として、変化に対応できるように従来よりも計画期間を短くしています。

【2 計画の推進主体】につきましては、本市で活動するすべての主体の役割に応じた参画・連携により推進することとし、そのために、市民（個人）・団体（自治会・NPOなど）・企業・行政それぞれの役割と、共通の行動原理を定めております。

【3 計画の推進方針】としましては、「(1) 市民参加・協働の拡大」につきましては、これまで以上に幅広く、課題に応じた適切な手法による市民参加・協働により、計画を推進します。「(2) 効果的で効率的な行政運営」につきましては、行政改革と財政健全化の取組みをさらに強化しながら、市民視点・納税者視点に立った効果的・効率的な行政運営を行い、また計画の推進にあたっては、積極的な情報提供など、行政運営の透明化を図っていきます。

続きまして《第3章 まちづくりの基本方針》でございます。

これは、今後10年間の本市のまちづくりに向けた基本方針をまとめたもので、まず【1 まちづくりの重要な課題】として5つの課題を整理し、それぞれについて現況とそれに対する課題認識を整理しました。

「(1) 人口減少社会への対応」の現況につきましては、平成27年の97万人をピークに減少に転じる見通しで、それから人口急増対応などにより、現在の都市構造は、拡散的な広がりを見せています。この中で課題認識としましては、市民の快適な生活と効果的・効率的な都市経営との両立を図るためには、都市機能の集約化によるまちづくりが必要だと考えております。それから、首都圏全体の人口が減少に向かう中で活力を維持するため、住まう場、働く場、観光・レジャーの場として選ばれる魅力づくり・発信が重要です。

「(2) 少子超高齢社会への対応」の現況につきましては、平成27年に高齢化率が25%を超え、急速に本格的な超高齢社会を迎える見通しであり、また、裏返せば高齢者と子どもを中心とした地域の密着度が高い市民の割合が増加しています。この中で課題認識としましては、高齢者の元気で健康な暮らしの環境づくりとともに、介護・介助が必要な方に対する確かな福祉サービスの提供が必要です。また、少子化対策として、千葉市で子どもを産み育てたいと感じられる環境づくりが必要です。さらに、高齢者、子どもの公共活動を支え、まちづくりの力につなげる取組みが必要であると整理しています。

「(3) 環境問題への対応」の現況につきましては、国を中心に、地球温暖化対策、生物多様性、環境対策事業を推進しています。また本市は、人口規模・産業集積・交通量ともに大きく、環境負荷が大きくなっています。この中で課題認識としましては、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の三つの側面から、相互に連携した取組みの推進が必要です。また、温室効果ガスの大幅な削減や3R、自然環境の保全、都市機能と自然の調和などの取組みが必要です。さらに環境対策と経済成長の両立を図る観点も必要です。

「(4) グローバル社会への対応」の現況につきましては、グローバル化の進展に伴い、企業の競争環境の激化や、文化の独自性が育ちにくいなどの影響が生じています。また、情報ネットワーク社会が市民生活レベルで実現してきています。この中で課題認識としましては、グローバルな競争環境に対応しながら、人的・物的資源の充実と力の発揮できる環境づくりが必要です。また、グローバルに活躍できる人材の育成や、企業が強みを発揮できる環境づくり、魅力の発信などが必要です。さらに、外国人の快適な観光・生活を支えるなど、多文化共生社会の実現が必要です。加えて、ICTの利便性が市民生活で実感できる行政サービスの提供や、多様な主体の情報共有などの促進が必要です。

「(5) 自立・分権型都市経営」の現況につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、財政健全化と効果的・効率的な行財政運営に取り組んでいます。また、NPO・ボランティアなどの公共活動が拡大していますが、横断的連携が不十分です。この中で課題認識としましては、引き続き、財政健全化と効果的・効率的な行財政運営に取り組むことが必要です。また、アセットマネジメントに基づく施設の長寿命化などによる、既存ストックの活用が重要です。さらに、多様な主体の公共活動の活性化とコーディネート機能の強化が必要です。加えて、市民による身近なサポート体制の構築などが必要です。

次に、第3章【2 まちづくりの方向性】でございます。基本構想におけるまちづくりの基本目標「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」及び6つの「望ましい都市の姿」の実現に向けて、社会構造の転換期における市政運営の基本指針として、課題への対応を的確に進めるとともに、市民が未来に明るい希望を持つことができる若さと活気が感じられるまちづくりに向けた取組みを行う必要があります。そこで、計画期間中の取組みの基本的な方向性として、5つの「まちづくりの方向性」とそれぞれの方向性の推進を横断的に支える「まちづくりを支える力」を定めました。

原案の27ページをご覧ください。

ここでは、各方向性の基本的な理念を記載しております。

「方向性1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ」としまして、地球環境との共生を図り、環境負荷の低い都市を目指して、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の三つの社会像の実現に向けた総合的かつ計画的な取組みを進めます。また、市民がうるおいと安らぎを感じることができる都市を目指して、都市空間における自然と都市機能の調和を図ります。

「方向性2 支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ」としまして、少子超高齢社会に対応するため、次代を担う子どもたちを安心して産み、育てやすい環境づくりを行います。また、高齢者の健康で元気な活動を支えるとともに、保健医療の充実を図ります。また、人のあたたかさを感じられる都市を目指して、地域の多様な主体の連携による地域福祉活動の充実を図るとともに、高齢者や障害者の地域生活を支えるサービスや相談支援体制の充実を図ります。

「方向性3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」としまして、市民の知識や経験が生きる、創造力あふれる都市を目指して、未来を担う人材を育成するとともに、生涯を通じた学習・スポーツ活動を支えます。また、本市の特徴ある文化をはぐくむため、伝統文化の継承を支えるとともに、新たな文化の創造を図ります。さらに、国内外との交流・連携を通じて、本市の新たな価値の創造を図るとともに、市民が主役のまちづくりに向け、多様な世代による市民参加・協働の取組みを進めます。

「方向性4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実したまちへ」としまして、グローバル社会における都市活動を支えるため、総合交通ネットワークの充実やICTの活用を進め、ひと・モノ・情報の移動・交流の一層の円滑化を図ります。また、市民生活の安全・安心を確保するとともに、快適な暮らしの基盤づくりを進めます。

「方向性5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」としまして、市民のみならず県内外・国内外から人々が集まる、産業活動が活発で賑わいに満ちた都市を目指して、都市の魅力向上を図るとともに、厳しい国際競争を踏まえ、地域経済の活性化を図ります。また、都市農林業を振興し、自然と共生する本市ならではの産業形態の維持・強化を図ります。

最後に「まちづくりを支える力 多様な主体の連携が織りなす『まちづくりの底力』」としまして、社会経済情勢などの流動性・不透明性が高まっている今日、多様化・複雑化する市民ニーズを的確にとらえながらまちづくりを着実に進めていくため、まちづくりの主役である市民、団体、企業などと行政が目的を共有し、それぞれの役割に応じてしなやかに連携・協力しながら、ともに取り組んでいきます。

これらのまちづくりの方向性は、基本構想で定めている6つの「望ましい都市の姿」にそれぞれ対応するものとして方向性1から5を示し、これらを横断的に支える力として、まちづくりを

支える力を設定しました。

次に、第3章【3 実現すべきまちの個性】でございます。これは今回新たにお示しをするものでございまして、これは10年後の千葉市を見たときに、千葉市の個性として実現したいと思っている、そういう姿を示したものとご理解いただきたいと思えます。ここは、10年後にこういうまちが成立しているというトーンで書いてあります。

1つ目に「未来をつくる人材が育つまち」としまして、未来をつくる人材が順調に育ち、まちの活力の維持・向上が図られています。また、多様なニーズに対応した行政の取組みのほか、家庭や地域など、まちぐるみで子どもたちをはぐくみ、その自立と成長を支えています。こういう姿を実現したいということです。具体的には、次を挙げています。多様な保育サービスの提供などを通じて、子育てしやすい環境が整っています。それから、地域住民と子どもの交流が活発に行われ、また、地域における子どもの居場所が確保されるなど、子どもが健やかに育つ環境が整っています。

2つ目に「みんなの力で支えあうまち」としまして、市民一人ひとりをはじめとして、自治会・NPOなどの団体、地域コミュニティ、企業、行政などが、まちづくりの目的を共有し、互いに補完しあいながら、積極的に、よりよいまちづくりのための活動を進めています。こういう状況の実現を目指します。具体的には、次を挙げています。元気な高齢者など、市民の公共活動に対する関心が高まり、積極的な活動が展開されています。また、それぞれの連携が強化されています。

3つ目に「訪れてみたい・住んでみたいまち」としまして、豊かな自然環境や新たな産業など、本市の地域資源が最大限に活用され、若い世代をはじめとする多くの人が本市を「訪れてみたい」「住んでみたい」まちと感じ、観光・レジャーの場として、また住まう場・働く場として選ばれています。また、本市に住んでいる人は、今後も本市に住み続けたいと感じており、まちの活力の維持・向上が図られています。こういう状況の実現を目指します。具体的には、次を挙げています。いなげの浜などの人工海浜や、千葉みなと・蘇我臨海部などで、海を活かしたにぎわいが形成されています。また、千葉ロッテマリーンズとジェフユナイテッド市原・千葉という二つのプロスポーツチームの本拠地として、スポーツを核とした活発な交流が広がっています。

続きまして、第3章【4 目指すべき都市の構造】でございます。

これまで申し上げてきましたこれらの姿を目指すために、また、基本構想で定めてあります「望ましい都市の姿」を実現するために、それに相応しい都市の構造の将来像を示すものです。

「(1)土地利用の方向」について、これは現在の基本計画の踏襲をしております、大きく分けまして、「都市的土地利用」と「自然的土地利用」に分けております。まず、「都市的都市利用」でございます。これまでの千葉市の発展は臨海部が中心でありましたが、内陸部に大規模な団地の開発がされるなど、農地と山林からの土地利用の転換が進み、市街地が拡大されてきたという状況でございます。しかし、人口減少社会、少子超高齢社会や環境問題への対応として必要となる、集約型都市構造への転換を基本に、適正な土地利用の誘導・高度化などによる機能更新や再編を進め、都市機能の維持・更新・向上を図ります。また、緑と水辺の保全・創出やオープンスペースの確保など、安全で魅力ある都市空間を形成するとともに、海岸沿いの新たな観光資源の

創出などに取り組んで参ります。次に「自然的土地利用」につきましては、本市は市街化調整区域が市域全体の53%と非常に高く、本市の特徴であるとともに貴重な財産であります。農地を活用した都市農業の振興を図り、優良農地の積極的な確保と活用に努めるとともに、自然とのふれあいや体験農業を通じた農業・農村文化の理解など、都市住民との幅広い交流の場を創出し、豊かな農村環境の維持・保全に努めます。また、海岸や河川沿いに連なる緑と水辺、郊外部の広大な農地や山林、市街地及びその周辺に位置する緑地などは、魅力ある都市景観の形成や都市環境の向上において極めて重要であるため、保全・活用を図ります。ここまでは、全体としての土地利用を示したものであります。

次に「(2) 機能ゾーン」でございますが、これは都市の機能を構造的に明記したものでありまして、市域を大きく3つのゾーンに大別し、それぞれのゾーンについて、基本的な方向性を示しております。原案36ページをご覧ください。まず「都市機能集積ゾーン」は、臨海部から内陸部にかけて、京葉道路以西の地域です。この地域につきましては、高次都市機能の集積や都市機能の複合化、コンバージョンや更新などを基本として、良好な都市環境を創造する空間とします。次に「生活・環境調和ゾーン」は、市の中央部に広がるゾーンで、農地や自然緑地が多く残されている地域であり、この地域は、生活空間と自然環境の調和を基調とし、既存の都市機能の維持・向上を図るとともに、残すべき自然環境の良好な保全、緑や水辺空間の創出などにより、都市の快適性を高める空間とします。最後に「自然共生ゾーン」は、市の東部の内陸部に位置するゾーンで、この地域は、緑の保全を基調としながら、優良農地の確保・活用に努めるとともに、地域住民の生活利便性の維持や都市住民の農業、自然とのふれあい・交流を促進し、貴重な自然環境の質と量を確保する空間とします。

原案の概要にお戻りください。「(3) 拠点の形成」について、本市は首都圏の主要な拠点都市として位置付けられていますので、拠点の形成としましては、まず1点目、高次機能の高度な複合と集積によって、広域的な拠点となる都心の整備を進めます。原案では、千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心を位置付けられています。また、市民生活の核となる鉄軌道駅等のうち、主要な駅周辺を生活機能拠点とします。これは、市民の皆様の生活圏域に着目いたしまして、その生活圏域の拠点となる鉄道駅周辺を生活機能拠点と位置付けまして、生活に必要なサービスの向上を図ります。

「(4) ネットワーク形成」につきましては、快適な市民生活の実現や首都圏の主要な拠点都市としての広域的役割を果たすため、ネットワークとしては特に重要な役割・機能を持つ公共交通及び道路について、相互の連携を図りながら、それぞれの基幹的なネットワークを構築・強化します。ここまでの、いわゆる総論の部分でございます。

続きまして、《第4章 分野別計画》でございます。

まず全体構成につきましては、原案37ページをご覧ください。分野別計画では、5つの「まちづくりの方向性」を「政策」と位置付けています。この政策を実現するための「施策の柱」を全体で20、さらにこの施策の柱を実現するための「施策」を全体で59設けています。

続いて原案39ページをご覧ください。政策(まちづくりの方向性)の下には、「基本方針」を設け、この基本方針に対応する形で「施策の柱」を立てています。さらに「施策の柱」を実現するために具体的な施策の展開をお示ししています。

続いて原案41ページをご覧ください。この「施策の柱」を実現するために、それぞれ「現状と課題」を整理し、「施策の展開」というタイトルで具体的な「施策」を示しています。

分野別計画は以上のような構成となっています。

原案の概要にお戻りください。次に、政策分野別に特徴的なものを説明します。

【方向性1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ】では、これまで本市では水辺の打ち出しが弱かったという点を踏まえまして、「1-1 豊かな自然を守り、はぐくむ」のうち「にぎわいのある海辺の創出」に力を入れたいと考えています。

【方向性2 支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ】では、「2-1 健康で活力に満ちた社会を創る」のうち「健康づくりの推進」と、それから「2-1 こどもを産み、育てやすい環境を創る」のうち「子育て支援の充実」「こどもの健全育成の推進」などのこども施策に力を入れたいと考えています。

【方向性3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ】では、「3-1 未来を担う人材を育成する」のうち「学校教育の振興」「こどもの参画の推進」が特徴であり、それから「3-4 多様な交流・連携により新たな価値を創る」のうち「国際化の推進」、さらに「3-5 市民の力をまちづくりの力へ」のうち「市民参加・協働の推進」などを位置付けています。

【方向性4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実したまちへ】では、「4-1 市民の安全・安心を守る」のうち「防災体制の充実」「防災対策の推進」「消防・救急体制の充実」と、それから「4-2 快適な暮らしの基盤をつくる」のうち「計画的な土地利用の推進」、さらに「4-3 ひと・モノ・情報がつながる基盤をつくる」のうち「公共交通ネットワークの形成」「ICTを活かした利便性の向上」などを位置付けています。

【方向性5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ】では、「5-1 都市の魅力を高める」のうち「3都心などの魅力向上」「都市の国際性の向上」と、それから「5-2 地域経済を活性化する」のうち「新事業の創出」「勤労者の支援と雇用の創出」、さらに「5-3 都市農林業を振興する」のうち「新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給」「安定した農業経営体の育成」などを位置付けています。以上が各分野別の計画の概要です。

最後に、区基本計画につきましては、審議会にはまだお諮りしておりませんが、現在、各区で区民検討会において素案を作成中であり、本年10月頃に素案を公表する予定ですので、その後にご審議をお願いしたいと考えております。

原案についての説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【社会長】

ただいま、事務局から「新基本計画（原案）」の概要についてご説明がありましたが、この審議会は、ご説明いただいたものをこれから部会に分けて、これでいいのか、また、どこを補強すべきで、どこを落とすべきで、どこを足していくべきなのかを審議していくこととなります。今日は、全体について事務局から説明していただきました。したがって、このご説明を受け、改めてご質問などあるかと思いますが、今後の各部会のときにご意見をもち寄っていただいで審議をしていただくということとなります。

(6) その他

【社会長】

次に、「その他」についてですが、事務局から何かございますか。

【原政策企画課長】

諮問文の写しを配布させていただきますとともに、今後の審議会の概ねのスケジュールを配布し、説明させていただきます。

今後の審議日程でございますが、まず、総論部会につきましては、第1回を9月27日、第2回を10月12日 いずれも午後2時から、当ホテル3階の「ウィンザー」で開催させていただきますと存じます。

その後、第1部会、第2部会を各3回、また区計画部会を2回開催し、最後に第2回全体会を予定しております。第1部会、第2部会以降の予定につきましては、概ね記載の日程で今後調整し、後日、ご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、事務局の連絡先につきましては、審議会スケジュール（予定）の資料に記載しておりますので、ご不明な点等がございましたら、こちらまでご連絡ください。

また、お手許に配布してございます参考資料につきましては、大変恐縮ですが、後ほどご覧いただければと存じます。

【社会長】

ただいま事務局より説明がありましたが、部会にはできるだけ多くの委員のご出席をお願いして、ご審議いただきたいと考えております。本日は、ご発言しづらい雰囲気を持ったかと思いますが、次回以降はぜひ多くの方にご発言いただきたいと考えます。

【依田委員】

ちょっとよろしいですか。スケジュールのところで、まず総論部会をやって答申案をつくり、第1部会、第2部会、区計画部会を個々にやることになっていますが、このようにして各部会がばらばらで答申案をまとめていくと、計画の一貫性があるかどうか見られるのは、2月の全体会になってしまいます。それはいかがかと思えます。特に第1部会、第2部会は、総論部会の結果が見えない中で、個別に検討することになりますので、少し心配です。

【社会長】

事務局、今のご意見について、いかがですか。

【原政策企画課長】

お時間がない中で、各部会が単独に進むように見えるとのことですが、それぞれの部会についてはご報告しますし、また、部会長が決まりましたら、会長・副会長とともに、それぞれの部会を調整する形で進めていきたいので、ご理解いただきたいと思えます。

【社会長】

今回は部会ごとに審議を進めることになっていますが、1人2つの部会に所属し、総論部会の人も第1・第2どちらかの各論部会に入ることになっています。また、先ほど事務局から原案の骨子を説明して、計画に関する最低限の共通認識をとるよう図りました。

したがって、各部会で分野別・区別のまとめをしますが、他の部会の委員が互いの部会に入っているため、ある程度は調整できますし、最終的に再調整が必要なものが見えてきそうな状況でしたら、あらかじめ部会長等との調整の段階で全体を取りまとめるための工夫をしたいと思って

います。

次回以降、皆さんに活発に、なるべく多くの方からご発言いただくために、このようなスケジュールになりましたので、これでよろしいでしょうか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

他にご意見はございますか。

【鍋嶋委員】

関連することで、部会に分かれて人数が半分になっても、なかなか意見交換は難しそうだと思いますが、すでに計画原案がある中で、これをどの程度修正・補足できるのでしょうか。例えば、コンパクトシティ構想はあまり盛り込まれていないように感じます。

あわせて、今後、基本計画に基づいて実施計画がつくられると思いますが、それとの関連付けを教えてください。

それから、今回の計画策定の前段では、市民ワークショップやタウンミーティングなど市民参加にかなり活発に取り組んでいただいています。2月に答申された後に、計画策定に関わった市民にどういう計画になったかを説明する場面を想定されていけば伺いたいと思います。

【社会長】

事務局、今のご意見について、いかがですか。

【原政策企画課長】

まず今後の進め方については、各部会で審議していただき、正反対の意見があっても両論併記になることもあると思いますが、それを答申いただき、市としてできるだけ反映し、計画案をまとめていきたいと思っています。

その後、計画案について、市民の皆様にはパブリックコメントによってもう一度ご意見をいただき、また今回の新基本計画は議会の議決事件ですので、できれば来年6月に議会で議決いただきたいと考えます。このように進んでいく予定となっています。

これまでに実施した市民ワークショップ、中高生座談会などでいただいたご意見・ご提言につきましては、それぞれの段階でどう反映され、どうなっていったかお示ししていきたいと思っています。

【社会長】

重複しない範囲で、今回のまとめ方について簡潔に言いますと、原案に対して修正原案を提示するのではなくて、皆さんのご意見をまとめていくことになります。ですから皆さんからご意見とその根拠をなるべくたくさんいただき、それが全体で共有できる多数意見か、いくつか意見が分かれるか、少数意見なのでこの際引込めるか、議論しながら調整し、皆さんの意見をまとめていくことになります。

それが最終的にどの程度原案に反映されるかについては、基本計画に反映すべきなのか、実施計画に反映されるか、予算に繋がるかなど、反映の仕方はいくつかあります。皆さんのご意見をどの程度尊重するかは、市で改めて考えていただき、最終的には議会と市でしっかりと議論いただくことになっています。

それから、意見の出し方について、例えば専門家の方は詳細な部分について意見を出したい場

合もあると思いますので、会議内だけでなく会議の前などに、事務局にご提案いただき、それに基づいて効率的に議論していくこともあり得ると考えています。開催回数が限られていますので、審議の仕方や意見の出し方を工夫しながら、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

【小河原委員】

私も、答申をどのように出すのかが気になっていましたが、原案に具体的に意見を述べるというもののようですね。

そうしますと、市長からは原案全体について諮問されましたが、部会にわかれると、それぞれの部会の答申を知らず、極論を言えば、全委員が答申の一部には責任を持ってないこととなります。

私が参加した市民ワークショップでは、各グループでどのような意見が出ているか、途中経過を報告して意見交換をしました。そこで、この審議会でも来年2月の全体会の前に、各部会の途中経過が少しでも見えるように、事務局で工夫していただければと思います。

【社会長】

事務局、いかがですか。

【原政策企画課長】

当初申し上げた通り、時間的にタイトで難しいところもありますが、部会での議論については、他の部会で報告するようにします。加えて、もしよろしければ、他の部会を委員の皆様がオブザーバー的に傍聴していただくようお願いできればと思います。

【社会長】

ご懸念はまったく妥当といたしますか、考えられるところだと思います。

4つの部会のうち、総論部会は計画全体のフレームワークについて、第1部会と第2部会は分野別計画について議論します。そして区計画部会についてですが、本来、区計画は総論と各論を各区に落とし込んであるものなので、ある程度、総論部会と、各論である第1部会や第2部会と同じ議論をしていることとなります。ただ、区計画の総論は、市の総論とは少し違って、区の観点から分野別計画とうまく整合しているかを検証することを考えています。実際に議論してみると整合していないかもしれないので、再度調整が必要なことが見えてくる場合には、区計画部会と第2回全体会の間に調整の機会を設ける必要があるか、改めて検討したいと思います。

とりあえずこのスケジュール案のまま進めて、区計画を地域単位で総括し、最終的に全体会の時間を延長するなどして議論が収束するような工夫もするというので、とりあえずこの案のまま進めていくとして、状況に応じて判断することとしたいのですが、いかがでしょうか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

議論が進む中で、全体の整合性が図れない場合は、事務局にご意見を寄せていただき、皆さんにもう少し頑張ってくださいと覚悟いただくことになるかもしれません。

いずれも重要なご指摘でありました。この場で確認ができて良かったと思います。

今日は久しぶりに天井が高く、立派なシャンデリアがあって、更に後ろには絵画がある立派な会場での会議で、少し緊張しておりましたが、質疑応答があって少しリラックスして議論することができました。

部会にはできるだけ多くの委員にご出席いただいて、今後は議論の仕方を工夫し、意見を出し

やすいような雰囲気づくりをして、審議いただきたいと思います。また、日程調整のつかない委員の方には、別途ご意見をいただく方法をなども考えて参りたいと思いますので、何卒ご容赦ください。

5 閉会

【社会長】

その他何かございますか。

ないようでございますので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上